

講義・演習概要（シラバス）

第1部課程第121期（平成25年10月24日～平成26年3月18日）

課 目 名	行政法
時 限 数	28時限
担 当 講 師	成蹊大学法科大学院教授 小早川 光郎（前半14時限担当） ＜プロフィール＞ 1969年 東京大学法学部卒業 1972年 東京大学法学部助教授 1983年 東京大学法学部教授 1991年 東京大学大学院法学政治学研究科教授 2010年4月～ 現職 首都大学東京法科大学院教授 徳本 広孝（後半14時限担当） ＜プロフィール＞ 1998年 東京大学大学院法学政治学研究科博士後期課程単位取得退学 1998年 明治学院大学法学部専任講師 2001年 明治学院大学法学部助（准）教授 2007年 首都大学東京法科大学院准教授 2011年4月～ 現職
ね ら い	行政法は、一面では、国や地方自治体の行政の目的を達成するための手段であるとともに、他面では、行政目的達成の名のもとに個人や社会全体にとっての重要な価値が毀損されることのないように、行政に対し枠付けを与える。行政法には多くの制定法が含まれるが、それだけではなく、実務（特に裁判実務）や学説によって形成される各種の一般法理が、重要な位置を占める。本講義では、そのような行政法の基本的内容の確実な理解を目指す。
講 義 概 要	各回の講義予定は次の通りである。 第1・2回 行政の活動と機構、情報取扱いルール 第3・4回 法律・条例と行政活動との関係 第5・6回 民事法規範および一般的法原則の適用 第7・8回 行政作用の仕組み：基本的類型（規制・給付・負担） 第9・10回 行政作用の仕組み：強行的実現手法、ほか 第11・12回 行政処分に関する諸原則 第13・14回 各種事実行為（調査・即時執行等）に関する諸原則 第15・16回 行政手続法総説、行政処分手続・その1 第17・18回 行政処分手続・その2、行政指導・その1 第19・20回 行政指導・その2、届出・意見公募手続 第21・22回 行政不服審査法 第23・24回 行政審判、行政訴訟・その1

	第 25・26 回 行政訴訟・その 2・その 3 第 27・28 回 国家賠償法・その 1・その 2
受講上の注意	<小早川> 講義は、事前にレジュメを配付し、それに沿って行う（下記の『行政法要論』の記述にも随時触れる）。毎回、レジュメの該当箇所に目を通したうえで受講すること。 <徳本> 講義は、教科書に沿って行う。事前に予習範囲（教科書・判例教材の該当頁）を指示する。 <共通> 講義の内容で理解しづらい点があるときは気楽に質問してほしい（講義中に手を挙げる、講義後にメモを差し出すなど）。
使用教材	教科書：原田尚彦著『行政法要論』（全訂第 7 版補訂 2 版、学陽書房） 判例教材：宇賀克也ほか編『行政判例百選 I II』（第 6 版、有斐閣）
効果測定	筆記試験による。
その他 (他の課目との関連)	行政法の学習には、憲法や民法のある程度の知識が必要である。また、地方自治制度・政策法務・自治体訟務等の課目も、行政法と密接に関わる。それぞれの関連を念頭に置きながら受講されたい。